

### (13) 計画の届出一覧

届出の対象	関係法令等
(工場の新設等) 下記のイ～ホ以外の製造業、電気業、ガス業、自動車整備業または機械修理業における電気使用設備の定格容量の合計が300kW以上となる事業場に係る建設物もしくは機械等の設置もしくは移転または主要構造部分の変更 イ 食料品、たばこ製造業（化学調味料製造業および動植物油脂製造業を除く。） ロ 繊維工業（紡績業および染色整理業を除く。） ハ 衣服その他の繊維製品製造業 ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。） ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業 (有害な機械等の設置等) 次に掲げる機械等の設置もしくは移転または主要構造部分の変更 ・ 粉じん別表第2第6号および第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械または設備ならびに同表第14号の型ばらし装置 ・ 特定粉じん発生源または粉じん別表第3に係る粉じん発生源に設置する局所排気装置またはブッシュブル型換気装置 ・ 有機則に示す密閉装置もしくは局所排気装置またはブッシュブル型換気装置 ・ 特定化学物質「第1類物質」または「特定第2類物質等」を製造する設備 ・ 「特定第2類物質」または「第3類物質」を製造し、または取り扱う設備、およびその周辺設備 ・ 「特定第2類物質」または「管理第2類物質」のガス、蒸気または粉じんが発散する屋内作業場における発散抑制の設備 ・ 特化則に示す排ガス処理装置であって、アクリレインに係るもの ・ 特化則に示す廃液処理装置 ・ 鉛等または焼結鉛等の粉じんの発生源の密閉装置、局所排気装置またはブッシュブル型換気装置 ・ 四アルキル鉛業務に用いる機械または装置 ・ 特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備 ・ 放射線装置 ・ 中央管理方式による空気調和設備または機械換気設備 (大規模な建設工事) ゲージ圧力が0.3MPa以上の圧気工法による作業を行う仕事 (一定規模以上の建設工事等) 次に掲げる仕事 ・ 圧気工法による作業を行う仕事（上記の仕事を除く。） ・ 耐火建築物または準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事 ・ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上または焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事	法88条1項 令24条 安衛則85条・86条  法88条1項・2項 安衛則86条・88条 安衛則別表7-23号 安衛則別表7-24号  安衛則別表7-13号 安衛則別表7-16号 安衛則別表7-17号 安衛則別表7-18号 安衛則別表7-19号 安衛則別表7-20号 安衛則別表7-14号 安衛則別表7-15号 安衛則別表7-25号 安衛則別表7-21号 安衛則別表7-22号 法88条3項 安衛則89条の2・91条  法88条4項 安衛則90条・91条

必要な書類等は、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

### (14) 作業環境管理関係

#### イ 作業環境測定を行うべき作業場（労働安全衛生法施行令第21条）

作業場の種類 (安全衛生法施行令第21条)	関連規則	測定項目	測定回数	記録の保存年
○ 1 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	空気中の粉じん濃度、遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7
2 寒熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則 607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3
3 著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590条 591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回 (注1)	3
4 坑内作業場 (1)炭酸ガスの停滯場所 (2)通気設備のある坑内 (3)28°C以上の場所	安衛則 592条 603条 612条	空気中の炭酸ガス濃度	1月以内ごとに1回	3
		通気量	半月以内ごとに1回	3
		気温	半月以内ごとに1回	3
5 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7条	空気中の一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回 (注2)	3
6 放射線業務を行う作業場 (1)放射線業務を行う管理区域 (2)放射性物質取扱室 (3)坑内核原料物質探査場所	電離則 54条 55条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回 (注3)	5
		空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
○ 7 第1類もしくは第2類の特定化学物質を製造し、または取り扱う屋内作業場	特化則 36条	空気中の第1類物質または第2類物質の濃度	6月以内ごとに1回	3 特別管理物質については30年間
○ 8 粉状または溶融鉛を取り扱う屋内作業場	鉛則 52条	空気中の鉛濃度	1年以内ごとに1回	3
※ 9 酸素欠乏危険場所において作業を行なう場合の当該作業場	酸欠則 3条	空気中の酸素濃度/硫化水素発生危険場所の場合に硫化水素濃度	その日の作業を開始する前	3
○10 有機溶剤を製造し、または取り扱う屋内作業場	有機則 28条	空気中の有機溶剤濃度	6月以内ごとに1回	3

作業場の種類の欄に○印を付した作業場は指定作業場であり、測定は作業環境測定機関が行わなければならない。

また、※印を付した作業場の測定は酸素欠乏危険作業主任者に行わせること。

- (注)  
1 施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合には、遅滞なく測定する。  
2 室温および相対湿度については、1年間基準を満たし、かつ、以後1年間もその状況が継続する見込まれる場合は、春または秋、夏および冬の年3回。  
3 放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法および遅い物の位置が一定しているとき、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を設備している機器を使用するときは6月以内ごとに1回。

## ロ 作業環境測定基準の概要

事項 測定 の種類	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
鉱物性粉じん 中の遊離けい 酸の含有率			① エックス線回折分析方法 ② 重量分析方法
鉱物性粉じん	<p>① 測定点は、単位作業場所の床面上に 6m 以下の等間隔で引いた綫の線と横の線との交点の床上 50cm 以上 150cm 以下の位置とすること。(A 测定)</p> <p>ただし、単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、6m を超える等間隔で引いた綫の線と横の線との交点とすることができる。</p> <p>② 測定点は単位作業場所について 5 以上とすること。</p> <p>ただし、単位作業場所が著しく狭い場所であって、当該単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、この限りでない。</p> <p>③ 測定は、作業が定常的に行われている時間に行うこと。</p> <p>④ 測定対象物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあっては、A 测定のほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。(B 测定)</p> <p>⑤ 1 の測定点における試料空気の採取時間は、10 分間以上継続した時間とすること。</p>	<p>④ 分粒装置を用いるろ過捕集方法</p> <p>⑤ 相対濃度指示方法(1 以上の測定点において、④の方法を同時に実行する場合に限る。)</p> <p>⑥ 第 1 管理区分が 2 年以上継続した単位作業場所であって、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合(以下「許可単位作業場所」という)は、相対濃度指示方法(定期に校正を受けた測定機器を用い、一定の質量濃度変換係数を用いる場合に限る。)</p> <p>ろ過捕集方法</p> <p>⑦ 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法、ろ過捕集方法が定められている。</p> <p>⑧ アクリロニトリル、エチレンオキシド、塩化ビニル、塩素、シアノ化水素、堿化水素、ベンゼン、硫化水素については、妨害物質のない場合に限り検知管方式の測定機器を用いる方法。</p> <p>⑨ ⑩ の物質については、許可単位作業場所では、検知管方式の測定機器を用いる方法(1 以上の測定点において、④の方法を同時に実行する場合に限る。)</p> <p>ろ過捕集方法</p> <p>⑪ 物質の種類に応じ、吸光光度分析方法、けい光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高波液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、重量分析方法が定められている。</p> <p>⑫ ⑬ の物質については、許可単位作業場所では、検知管方式の測定機器を用いる方法(1 以上の測定点において、④の方法を同時に実行する場合に限る。)</p> <p>ろ過捕集方法</p> <p>⑭ 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法が定められている。</p> <p>⑮ アセトン、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、キシリレン、クレゾール、クロルベンゼン、クロロ</p>	重量分析方法 かっこ書きは重量分析方法
石綿			
特定化学物質等			
鉛			
有機溶剤			

事項 測定 の種類	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
有機溶剤		<p>ただし、相対濃度指示方法、直接捕集方法または検知管方式による測定機器を用いる方法による試料空気の採取については、この限りでない。</p>	<p>ホルム、酢酸イソブチル、酢酸イソブロビル、酢酸エチル、酢酸ノルマル-ブチル、四塩化炭素、シクロヘキサン、1,2-ジクロルエチレン、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、2-ブタノール、メチルシクロヘキサンについて、妨害物質のない場合に限り検知管方式の測定機器を用いる方法。</p> <p>④ ⑤ の物質を主成分とする混合有機溶剤については、許可単位作業場所では、検知管方式による測定機器を用いる方法(1 以上の測定点において、④の方法を同時に実行する場合に限る。)</p>
電離放射性物質	<p>粒子状</p> <p>ガス状</p>	<p>単位作業場所について、測定を行うこと。</p>	<p>液体捕集方法またはろ過捕集方法</p> <p>① 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法等のうち、当該放射性物質の濃度の測定に最も適した方法</p> <p>② 放射化学分析方法</p> <p>③ けい光光度分析方法(水中ウラン濃度に限る。)</p>
外部放射線	<p>中子性線</p> <p>ガエンツマクス線または</p>	<p>単位作業場所について、測定を行うこと。</p>	<p>計数管式中性子測定器、シンチレーション式中性子測定器、熱ルミネッセンス線量計またはフィルムバッジ</p> <p>電離箱式照射線量率計、ガイガ・ミュラー計数管式線量率計、シンチレーション式線量率計、電離箱式照射線量計、熱ルミネッセンス線量計、フィルムバッジまたは蛍光ガラス線量計</p>
気温・湿度等	<p>気温および湿度</p> <p>ふく射熱</p>	<p>測定点は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中の床上 50cm 以上 150cm 以下の位置に以上とすること。</p> <p>熱源ごとに、作業場所で熱源に最も近い位置とすること。</p>	<p>0.5 度目盛のアスマン通風乾湿計</p> <p>0.5 度目盛の黒球寒吸計</p>
騒音		<p>① 測定点は、単位作業場所の床面上に 6m 以下の等間隔で引いた綫の線と横の線との交点の床上 120cm 以上 150cm 以下の位</p>	<p>① 普通騒音計によること。</p> <p>② 周波数補正回路の A 特性を使用すること。</p>

事項 測定の種類	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
騒音	<p>置（設備等があつて測定が苦しく困難な位置を除く。）とすること。この場合において測定点は、単位作業場所について5以上となるようにすること。（A測定）</p> <p>② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行う。（B測定）</p> <p>③ 1の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、10分間以上継続した時間とすること。</p>		
坑内におけるCO <sub>2</sub> 濃度	測定点は、坑内における切羽と坑口の中間の位置および切羽に、それぞれ1以上とすること。	検知管方式による二酸化炭素検定器  0.5度目盛の温度計	
建築物の室内におけるCOの含有率	① 測定点は、建築物の室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置に1以上とすること。	検知管方式による一酸化炭素検定器	
CO <sub>2</sub> の含有率	② 測定は、建築物の室の通常の使用時間中に行うこと。	検知管方式による二酸化炭素検定器  0.5度目盛の温度計	
室温および外気温		0.5度目盛の乾湿球の温度計	
相対湿度			
酸素	測定点は、当該作業場における空気中の酸素および硫化水素の濃度の分布の状況を知るために適当な位置に、5以上とすること。	酸素計または検知管方式による酸素検定器	
硫化水素		検知管方式による硫化水素検定器	

## ハ 作業環境評価基準の概要

作業環境評価基準では、次により評価を行います。

### A測定のみを実施した場合の評価

A測定		
第1評価値<管理濃度	第2評価値≤管理濃度 ≤第1評価値	第2評価値>管理濃度
第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分

### A測定およびB測定を実施した場合の評価

A測定				
		第1評価値 <管理濃度	第2評価値≤管理濃度 ≤第1評価値	第2評価値 >管理濃度
B測定	B測定値<管理濃度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	管理濃度≤B測定値 ≤管理濃度×1.5	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	B測定値>管理濃度 ×1.5	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

ここで、「管理濃度」とは、作業環境測定結果から当該単位作業場所の作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標として定めたものです（表1参照）。

また、「第1評価値」とは、単位作業場所において考え得るすべての測定点の作業時間における気中有害物質の濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値、「第2評価値」とは、単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値であり、いずれもA測定値から計算で求められます。

なお、評価は測定対象物質ごとに行いますが、混合有機溶剤の場合は、管理濃度を加味した総合評価を行います。